

玉 村 町 か ら 転 出 さ れ る 方 へ

転入の手続きは、**新しい住所に住み始めた日から14日以内に**、新住所の市区町村役場で行なってください。**(正当な理由がなく転入の手続きをしない場合、裁判所から過料が請求されることがあります。)**もしご都合により転出を取りやめたときには、必ず転出証明書と運転免許証などの身分証明書を持参の上、玉村町で転出を取り消す手続きをしてください。

新住所の市区町村役場での手続きが必要
 ①転出証明書 ②印鑑 ③身分証明書
 ④新型コロナワクチン接種券(転出する人全員分)
 ⑤個人番号カード ⑥国民年金手帳 など

フロア	担当課	下記の要件に該当している方は手続きしてください	新住所地での手続き
1階	住民課(①窓口) 住民係・戸籍係	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録者は、印鑑登録証(赤い手帳又はプラスチック製カード)をお返してください。 ●お住まいの地区の区長に、転出する旨をお電話でご連絡ください。 	新住所地で印鑑登録をしておしてください。詳しくは新住所地にお問い合わせください。
	住民課(②窓口) 国保健康保険係 高齢者医療年金係	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険加入者は、保険証は使用せずにお返してください。海外へ転出する国民年金加入者で、海外でも国民年金に加入したい場合は手続きが必要です。 ●福祉医療受給者は、受給者証は使用せずにお返してください。 ●後期高齢者医療被保険者は、負担区分等証明書をお受け取りください。 	左記証明書を持参し、手続きをしてください。
	健康福祉課 (③窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険被保険者証等が交付されている方は、お返してください。 ●介護保険の要介護認定を受けている方は、手続きをしてください。 ●身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方は新住所地で手続きしてください。障害福祉サービスを利用している方は、手続きをしてください。 ●児童手当受給者は、「消滅届」(世帯全員で転出、受給者だけが転出)または「別居監護の申立書」(子どもが転出)の手続きをしてください。受給者だけが国外転出される場合は、国内に残る配偶者が新たに認定請求の手続きをしてください。 	改めて手続きをしてください。
		<ul style="list-style-type: none"> ●特別児童扶養手当受給者は、住所変更の手続きをしてください。 	
	税務課(④⑤窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ●各種税金の納付状況を確認してください。裏面をご覧ください。 	詳しくは新住所地にお問い合わせください。
保健センター (⑦窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦一般健康診査受診票が発行されている方は、新住所地で手続きをしてください。 ●6歳(就学前)までのお子さんがいる方で予防接種の予診票が発行されている方は新住所地で差替えの手続きをしてください。玉村町が発行した予診票は使えません。 	新住所地で手続きをしてください。	
2階	都市建設課(①窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ●町営住宅にお住まいだった方は、手続きをしてください。 	
3階	新型コロナ対策係 東会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナワクチン接種券が発行されていて接種がお済みでない方は、新住所地で再発行手続きをしてください。玉村町が発行した接種券は使えません。 	新住所地に転出する方全員分の接種券を持参し、再発行手続きをしてください。
	学校教育課 (①窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ●公立小・中学校の児童生徒は、今までの学校から在学証明書と教科用図書給与証明書をお取りください。 ●玉村幼稚園に通っている場合は、直接幼稚園にご連絡ください。 	左記証明書を持参し、新住所地で手続きをしてください。
		子ども育成課 (②窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当受給者は、児童扶養手当の転出手続きをしてください。 ●保育所(園)、認定こども園に通っている等保育認定を受けている、放課後児童クラブ利用者の場合は、町内外の施設にかかわらず手続きが必要です。
	上下水道課水道庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ●停水・精算の手続きを行ってください。(直通電話 0270-65-6691) 	

住民課からのお知らせ

① 国外へ転出される方へ

帰国して転入の手続きをするときには、**入国のスタンプ（証印）のあるパスポート**が必要になります。
※帰国後、本籍地以外に転入するときは、戸籍謄本と戸籍の附票が必要になります。

② 本人確認について

近年、本人の知らない間に住所を異動する届出がされ、勝手に住民票を取られたり、保険証を作られたりする虚偽の住所異動届出が全国的に発生しています。町では、こうした犯罪の発生を抑止するため、転出・転入・転居など住所異動の届出をされる方について、身分証明書（※下記参照）の提示をお願いしています。届出の際には本人を確認できる書面をお持ちください。本人を確認できる書面をお持ちでない人も届出はできますが、前の住所地宛てに届けを受理したことを郵送で通知します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※本人確認に使用できる書面

- 運転免許証やパスポート、写真つきのマイナンバーカードなど、または官公署が発行し、顔写真が貼付されている身分証明書。いずれも有効期限内のものに限ります。
- 写真つきの身分証明書をお持ちでない場合は、氏名・住所・生年月日などがわかる証明書を2つ以上お持ちください。

税務課からののお知らせ

- ① **町県民税（住民税）**は、毎年1月1日現在に住所がある人に対して、その住所地の市町村が課税します。他市町村に転出された場合、その年度内の住民税は、転出前の住所地に納めていただきます。
- ② **固定資産税**がある場合は、転出しても固定資産のある市町村から課税されます。
- ③ **国民健康保険税**は、税額に変更が生じた場合、税務課から通知いたします。
- ④ **軽自動車税**（二輪・小特などを含む）は、毎年4月1日現在の主たる定置場の市町村が課税します。他市町村に変更された場合でも、その年度内の軽自動車税は、4月1日現在の定置場の市町村に納めていただきます。
軽自動車などの住所変更の手続きも忘れずに行ってください。

固定資産や軽自動車などをお持ちの方で、納税通知書の送付先などについて相談したい方は、税務課にお寄りください。

玉村町役場 〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201 ☎0270-65-2511（代表）